

## 改正

平成22年1月5日要綱第2号

平成22年5月28日要綱第18号

平成25年3月29日要綱第20号

平成25年12月24日要綱第30号

### 岡垣町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** 障害者等日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく地域生活支援事業として同法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具等を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱における障害者等とは、町内に住所を有する居住する者（法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が町外である者を除く。）のほか、住所地特例地が町内である者で、法に基づく障害者等をいう。

(事業の対象者及び用具等の種目)

**第3条** 事業の対象者は、別表1の対象者（障害及び程度）の欄に掲げる障害者等であつて、障害者等本人又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）のうちいずれの者についても、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第2項に準ずる。）が46万円以下である者とする。ただし、他の法令により給付等の対象となる用具の給付又は貸与を受けられる者は、対象者から除くものとする。

2 給付の対象となる用具等の種目は、別表1の種目の欄に掲げる用具等とする。

3 別表1に掲げる種目のうち、ストマ用装具及び紙おむつ等の利用者については、医療法（昭和

23年法律第205号) に規定する病院又は診療所に入院している者についても給付の対象者とする。

## 第2章 障害者等日常生活用具給付事業

(申請)

**第4条** 障害者等日常生活用具（以下この章において「用具」という。）の給付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書を町長に提出しなければならない。

(調査)

**第5条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付調査書を作成し、給付の可否を決定しなければならない。

(決定)

**第6条** 町長は、前条の調査により用具の給付を決定したときには、日常生活用具給付決定通知書により、給付を却下したときは、日常生活用具給付却下通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（以下この章において「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

3 既に給付を受けている用具と同一種目の用具の再給付に係る申請については、既に給付を受けている当該用具の給付の日から当該用具の種目に応じた別表1の耐用年数の欄に規定する期間を経過していないときは、給付しないものとする。ただし、当該期間を経過する前に修理不能等の理由により用具の使用が困難となったときは、この限りでない。

(用具の給付)

**第7条** 前条第1項の規定により用具の給付決定を受けた者（以下この章において「給付決定者」という。）は、用具納入業者（以下この章において「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

**第8条** 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下この章において「納入義務者」という。）は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

2 前項の規定により支払うべき額（以下この章において「自己負担額」という。）は、1割とし、利用者負担上限月額を別表2のとおりとする。

(業者への支払い)

**第9条** 町長は、業者から用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

この場合において、用具の給付に要した費用は、別表1の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

2 業者が給付に要した費用を請求する場合には、給付券を添付すること。

(譲渡等の禁止)

**第10条** 給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

**第11条** 町長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けた者が前条の規定に反したと認めるときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排せつ管理支援用具の一括交付)

**第12条** 町長は、障害者等の申請の手續の利便を考慮し、排せつ管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表1の基準額(月額)の範囲内で1ヶ月に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額の2倍(2ヶ月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。

(4) 第8条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(台帳の整備)

**第13条** 町長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

### 第3章 住宅改修費給付事業

(住宅改修費給付事業の目的)

**第14条** 住宅改修費給付事業は、法第77条の規定に基づく地域生活支援事業として、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害者等が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下この章において「住宅改修費」という。)を給付することにより地域における自立の支援を図り、障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(住宅改修費の範囲)

**第15条** 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

**第16条** 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して町長が必要と認める場合に給付するものとする。

(申請)

**第17条** 住宅改修費の給付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、住宅改修費給付申請書（以下この章において「申請書」という。）を工事図面、改修工事見積書を添付して町長に提出しなければならない。

(調査)

**第18条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い住宅改修費給付調査書を作成し、住宅改修費の給付の可否を決定しなければならない。

(決定)

**第19条** 町長は、前条の調査により住宅改修費の給付を決定したときには、住宅改修費給付決定通知書により、住宅改修費の給付を却下したときは、住宅改修費給付却下通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付券（以下この章において「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(住宅改修費の給付)

**第20条** 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者（以下この章において「給付決定者」という。）は、住宅改修業者（以下この章において「業者」という。）に給付券を提出して住宅の改修を受けるものとする。

(費用の負担)

**第21条** 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下この章において「納入義務者」という。）は、当該給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下この章において「自己負担額」という。）は、1割とし、利用者負担上限月額を別表2のとおりとする。

(業者への支払い)

**第22条** 町長は、業者から住宅改修費の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

2 改修工事施工業者が工事費負担分を請求する場合には、住宅改修費給付券を添付すること。

(給付の限度)

**第23条** 住宅改修費の給付は、対象者1人につき原則1回とする。なお、限度額は20万円とする。

(台帳等の整備)

**第24条** 町長は住宅改修費の給付の状況を明確にするため、「住宅改修費給付台帳」を整備するものとする。

(費用の返還)

**第25条** 町長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修費の給付を受けた者があると認めるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

#### 第4章 点字図書給付事業

(点字図書給付事業の目的)

**第26条** 点字図書給付事業は、法第77条の規定に基づく地域生活支援事業として、視覚障害者に対し点字図書を給付することにより、情報の入手を容易にし、障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

**第27条** この章において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 視覚障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者をいう。

(2) 点字図書 月刊や週刊で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。

(3) 点字出版施設 点字図書給付対象出版施設をいう。

(給付の限度)

**第28条** 給付する点字図書は、給付対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする。た

だし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(申請等)

**第29条** 点字図書の給付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、点字図書給付申請書に点字出版施設が発行する点字図書発行証明書（以下この章において「証明書」という。）を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、点字図書給付台帳に所定の事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

(給付の方法)

**第30条** 証明書の交付を受けた者（以下この章において「受給者」という。）は、証明書に自己負担額を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(自己負担額)

**第31条** 受給者又はこの者を扶養する者（以下この章において「納入義務者」という。）は、当該給付に要する費用の一部を点字出版施設に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下この章において「自己負担額」という。）は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額に加えて点字図書翻訳料の1割を合計した額とする。なお、点字図書翻訳料の利用者負担上限月額は別表2のとおりとする。

(費用の請求)

**第32条** 点字出版施設は、点字図書の価格から自己負担額を控除した額を町長に請求するものとする。

(返還)

**第33条** 町長は、受給者が、偽り、その他不正な手段により点字図書の給付を受けたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳等の整備)

**第34条** 町長は、申請に基づき管内の給付対象者を把握するとともに、必要事項を登録台帳に記載し、台帳を整備するものとする。

2 町長は、郵送による給付申請の受付等、給付を受けようとする視覚障害者の利便を考慮して実施するものとする。

(その他)

**第35条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(岡垣町重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 岡垣町重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱 (平成3年岡垣町要綱第5号)

(2) 岡垣町点字図書給付事業実施要綱 (平成13年岡垣町要綱第2号)

(3) 住宅改修費給付事業実施要綱 (平成13年岡垣町要綱第3号)

附 則 (平成22年1月5日要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年5月28日要綱第18号)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日要綱第20号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日要綱第30号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1 (第3条、第6条、第9条、第12条関係)

種目	対象者 (障害及び程度)	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者。ただし、法に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者で18歳	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年 154,000円

	<p>以上であるもの及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童（以下「難病患者等」という。）については、寝たきりの状態にある者</p>			
特殊マット	<p>下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）の障害者又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下</p>	<p>じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。ただし、児童において失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの</p>	5年	19,600円



	<p>肢又は体幹機能障害にかかるとの程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として3歳以上の者。ただし、難病患者等については寝たきりの状態にある者</p>			
特殊尿器	<p>下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）の障害者又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級であって常時介護を要する者で原則として学齢児以上の者。ただし、難病患者等については、自力で排尿できない者</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの</p>	5年	67,000円
入浴担架	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の程度が2級以上の者。ただし、難病患者等については、自力で入浴できない者</p>	<p>障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの</p>	5年	82,400円

		る。)の障害者又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、入浴に介護を要する者で原則として3歳以上の者			
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)の障害者又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者で原則として学齡児以上の者。ただし、難病患者等については、寝たきりの状態にある者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。ただし、児童にあつては、児童又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000円	

移動用リフト	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であって、原則として3歳以上の者。ただし、難病患者等については下肢又は体幹機能に障害のある者</p>	<p>介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。</p>	4年	159,000円
訓練椅子	<p>身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上の者</p>	<p>原則として付属のテーブルをつけるものとする。</p>	5年	33,100円
訓練用ベッド	<p>身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にか</p>	<p>腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの</p>	8年	159,200円

		かるものに限る。)の 程度が1級又は2級 であるものとして記 載されている者で、原 則として学齢児以上 の者。ただし、難病患 者等については下肢 又は体幹機能に障害 のある者			
自立 生活 支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障 害者であって、入浴に 介助を必要とする者 又は下肢又は体幹機 能障害児であって、入 浴に介助を要する者 で原則として3歳以 上の者。ただし、難病 患者等については、入 浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の 保持、浴槽への入水等 を補助でき、障害者等 又は介助者が容易に 使用し得るもの。ただ し、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除 く。	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障 害2級以上の障害者 又は身体障害者手帳 の交付を受けた児童 であって、当該手帳に 身体上の障害（下肢又 は体幹機能障害にか かるものに限る。）の 程度が1級又は2級 であるものとして記	障害者等が容易に使 用し得るもの。（手す りをつけることがで きる。）ただし、取替 えに当たり住宅改修 を伴うものは除く。	8年	4,450円 手すりをつけ た場合 5,400円

		載されている者で、原則として学齢児以上の者。ただし、難病患者等については、常時介護を要する者			
頭部保護帽	平行機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、脳性麻ひや失調症などで立位や歩行が不安定でよく転倒する者	転倒の際に頭部を保護する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	3年		36,750円
	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年		12,160円
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し給付が必要と認められる者で、原則として3歳以上の者	障害者等の歩行を支援し、安全に使用し得るもの	3年		3,000円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であるこ	8年		60,000円

	<p>動等において介助を必要とする障害者又は身体障害児で平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする児童で原則として3歳以上の者。ただし、難病患者等については、下肢が不自由な者</p>	<p>と。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>		
特殊便器	<p>上肢障害2級以上の障害者又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(上肢障害に限る。)</p>	<p>足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの又は知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	151,200円

	の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者。ただし、難病患者等については、上肢機能に障害のある者			
火災警報器	障害等級2級以上の障害者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な当該者の世帯及びこれに準ずる世帯に属する者又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な当該者の	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円

	世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に属する者			
自動消火器	障害等級2級以上の障害者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に属する者。ただし、難病患者等については、火災発生の感知及び	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円



		避難が著しく困難な 難病患者等のみの世 帯及びこれに準ずる 世帯に属する者			
電磁調理器	視覚障害2級以上（盲 人のみの世帯及びこ れに準ずる世帯）の障 害者又は児童相談所 又は福岡県障害者更 生相談所において知 的障害児・者として判 定された障害の程度 が重度又は最重度で ある者で、原則として 18歳以上の者	視覚障害者又は知的 障害児・者が容易に使 用し得るもの	6年	41,000円	
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上で あって原則として学 齢児以上の者	視覚障害児・者が容易 に使用し得るもの	10年	7,000円	
聴覚障害者用 室内信号装置	聴覚障害2級の障害 者で聴覚障害者のみ の世帯及びこれに準 ずる世帯で日常生活 上必要と認められる 世帯に属する者又は 聴覚障害児又は発 声・発語に著しい障 害を有する児童であ つて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段	音、声音等を視覚、触 覚等により知覚でき るもの。ただし児童に あっては一般の電話 機に接続し得るもの で、音声の代わりに文 字等により通信が可 能な機器であつて、障 害児が容易に使用し 得るもの	10年	87,400円	

		として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う障害者又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（腎臓機能障害に限る。）の程度が1級又は3級であって原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上である者又は同程度の身体障害児であって必要と認められる者で、原	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000円

		則として学齢児以上の者。ただし、難病患者等については、呼吸器機能に障害のある者			
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上である者又は同程度の身体障害児であって必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者。ただし、難病患者等については、呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400円	
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円	
盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の障害者で盲人のみならず世帯及びこれに準ずる世帯に属する者又	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円	

		は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であって原則として学齢児以上の者で当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に属する者			
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の障害者で単身世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、本人又は介護者が容易に使用し得るもの	6年	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者又は音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	98,800円

	声・発語に著しい障害を有する者で原則として学齢児以上の者			
情報・通信支援用具	上肢機能障害者若しくは視覚障害者又は上肢機能障害児若しくは視覚障害児で、原則として学齢児以上の者	障害者等向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト等を対象とする。	5年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
点字器	視覚障害者であって、本装置により読み書きが可能になる者又は視覚障害者児であって、本装置により読み書きが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	紙押さえのついた板に点穴のある定規がついているもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	(標準型) 7年 (携帯用) 5年	(標準型) 10,400円 (携帯用) 7,200円
点字タイプライター	視覚障害2級以上で就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる障害者又は身体障害者手帳の	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円

		交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者			
視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害2級以上の障害者又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級である者で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	(録音再生機) 85,000円 (再生専用機) 35,000円	
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	視覚障害2級以上の障害者又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であると記載されている者で、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円	

<p>視覚障害者用 拡大読書器</p>	<p>視覚障害者であって、 本装置により文字等 を読むことが可能に なる者又は視覚障害 児であって、本装置に より文字等を読むこ とが可能になる者で 原則として学齢児以 上の者</p>	<p>画像入力装置を読み たいもの（印刷物等） の上に置くことで、簡 単に拡大された画像 （文字等）をモニター に映し出せるもの</p>	<p>8年</p>	<p>198,000円</p>
<p>盲人用時計</p>	<p>視覚障害2級以上。な お、音声時計は、手指 の触覚に障害がある 等のため触読式時計 の使用が困難な者を 原則とする。</p>	<p>視覚障害者が容易に 使用し得るもの</p>	<p>10年</p>	<p>(触読) 10,300円 (音声) 13,300円</p>
<p>聴覚障害者用 通信装置</p>	<p>聴覚障害者又は発 声・発語に著しい障害 を有する者であって、 コミュニケーション、 緊急連絡等の手段と して必要と認められ る障害者又は聴覚障 害児又は発声・発語に 著しい障害を有する 児童であって、コミュ ニケーション、緊急連 絡等の手段として必 要と認められる者で、 原則として学齢児以</p>	<p>一般の電話に接続す ることができ、音声の 代わりに、文字等によ り通信が可能な機器 であり、障害者等が容 易に使用できるもの</p>	<p>5年</p>	<p>71,000円</p>

		上の者			
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者であって、 本装置によりテレビ の視聴が可能になる 者又は聴覚障害児で あって、本装置により テレビの視聴が可能 になる児童	字幕及び手話通訳付 の聴覚障害者用番組 並びにテレビ番組に 字幕及び手話通訳の 映像を合成したもの を画面に出力する機 能を有し、かつ、災害 時の聴覚障害児・者向 け緊急信号を受信す るもので、聴覚障害 児・者が容易に使用し 得るもの	6年		88,900円
人工喉頭	喉頭を摘出した者で あって、本装置により 発声が可能となる者 又は喉頭を摘出した 児童であって、本装置 により発声が可能と なる者で、原則3歳以 上の者	障害者等が容易に使 用し得るもの	(笛式) 4年 (電動式) 5年	(笛式) 5,000円 (電動式) 70,100円	

排せ つ管 理支 援用 具	ストマ用器具	直腸・ぼうこう機能障 害を有する者であっ て、必要と認められる 障害者又は直腸・ぼう こう機能障害を有す る児童であって、原則 3歳以上の者	ストマ用品（関連用品 を含む）及び洗腸用具 が対象で、障害者等が 容易に使用し得るもの	(蓄便袋)  (蓄尿袋)  (洗腸用具)	(蓄便袋) 8,600円 (蓄尿袋) 11,300円 (洗腸用具) 12,000円
	紙おむつ等	高度の排便・排尿機能	紙おむつ、サラシ・ガ		12,000円



		障害者又は脳原性運動機能障害者（医師の診断書により必要と認められる者）であつて、かつ意思表示が困難な者又は高度の排便・排尿機能障害児又は脳原性運動機能障害児（医師の診断書により必要と認められる者）であつて、かつ意思表示が困難な者で、原則3歳以上の者	一ゼ等衛生的なもの		
	収尿器	高度の排尿機能障害を有する者であつて、排尿の調節ができない原則3歳以上の者	身体に固定して尿をためておくもので、障害者等が容易に使用し得るもの	1年	(男性用) 7,700円 (女性用) 8,500円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて障害等級3級以上の障害者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）又は下肢、体幹機能障害又は乳	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円

	<p>幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害児であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）で原則として学齢児以上の者。ただし、難病患者等については、下肢又は体幹機能に障害のある者</p>			
点字図書	<p>主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者</p>	点字により作成された図書	—	

別表2（第8条、第21条、第31条関係）

区分	給付決定者の属する世帯	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯	0円
低所得	当該年度（4月から6月までの間の利用については前年度）の市町村民税が非課税である世帯	0円
一般	当該年度（4月から6月までの間の利用については前年度）の市町村民税が課税されている世帯	37,200円
備考 この表における世帯及び市町村民税の範囲は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の3に準ずる。		